申告は期限内に！

確定申告

所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税の確定申告、贈与税の申告に関して
豊田税務署 ☎0565(35)7777
（自動音声案内「0」を選択）

市民税・県民税に関して
税務課 市民税担当
☎(32)8003 FAX(32)2585

確定申告とは、毎年1月1日から12月31日までの1年間の所得と、それに対する税金を自分自身で正しく計算し、申告期限までに申告して納税する手続きのことです。

確定申告には、税金を納める場合と、戻してもらう場合（還付）の2つのケースがあり、事業を経営する人の他に、サラリーマンや年金の受給者なども対象になることがあります。

ご自分で確定申告をする必要があるかないかをあらかじめ国税庁ホームページなどで確かめて、確定申告が必要な人は、お早めに準備をお願いします。なお、申告書の提出期限に遅れて申告した場合などは、新たに加算税が賦課される場合がある他、法定申告期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんのでご注意ください。

みよし市役所申告会場（パソコン入力方式のみ）

2月18日(月)～3月15日(金)の平日、9:00～11:00、13:00～16:00
※混雑状況により、時間内であっても受け付けを終了する場合があります。

【対象】給与所得者・年金受給者の申告および申告相談

※次に該当する人は、みよし市役所申告会場で相談できません。豊田市福祉センター申告会場をご利用ください。
住宅借入金等特別控除のある人、自営業の人、農業の人、貸家・貸地のある人、土地や建物、株式などの譲渡や贈与のあった人、株の配当のあった人、外国において支払われる公的年金のあった人、消費税の申告が必要な人

場所 みよし市役所3階研修室1・2・3
※例年、午前、午後それぞれの早い時間帯や受付開始から1週間程度は、大変混み合います。分散利用にご協力ください。

持ち物

- □所得金額の分かるもの（源泉徴収票の原本など）
- □各種控除証明書の原本
- □筆記用具、電卓
- □印鑑（朱肉を使用するもの）
- □マイナンバーカード（または、通知カードと運転免許証など）
- □申告者名義の預貯金口座番号の分かるもの（還付申告の場合）
- □昨年までに電子申告に係る利用者識別番号の交付を受けた人は、その通知書など利用者識別番号の分かるもの
- □以前申告相談会場を利用した人は、確定申告書の控えの入った封筒
- □税務署から確定申告書、確定申告書のお知らせの封書、またははがきが送られてきた人はその書類

【申告・相談期間】
2月18日(月)～3月15日(金)
※贈与税の申告期間は2月1日(金)～3月15日(金)、消費税の申告期限は4月1日(月)までです。

豊田市福祉センター申告会場

※豊田市福祉センターでは、確定申告や申告会場についての問い合わせは受けられません。

ご自身で確定申告書の作成ができない人は、申告会場で相談を行います。なお、会場での申告書の作成については、原則パソコン、またはスマートフォンをご自身で操作して行っていただきます。作成済みの申告書は、郵送などで豊田税務署へ提出してください。なお、開設期間中は、豊田税務署では申告書の作成指導を行っていません。

2月18日(月)～3月15日(金)の平日、9:00～17:00(受け付けは16:00まで)
※ただし2月24日(日)、3月3日(日)は受け付けます。
※混雑状況により、時間内であっても受け付けを終了する場合があります。

【対象】
給与所得者・年金受給者などの申告、住宅借入金等特別控除のある人、自営業の人、農業の人、貸家・貸地のある人、土地や建物、株式などの譲渡や贈与のあった人、株の配当のあった人、外国において支払われる公的年金のあった人、消費税の申告が必要な人などの申告および申告相談

場所 豊田市福祉センター(豊田市錦町1-1-1)
※駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

▲豊田市福祉センター申告会場

申告会場の混雑が予想されます

申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。ぜひ、自宅で確定申告書を作成して、e-TAX、または郵送で提出してください。詳しくは、9ページをご覧ください。

所得税・消費税の申告相談

「豊田市福祉センター申告会場」の開設期間以外の日は、豊田税務署で申告相談を行います。電話での事前予約(☎0565(35)7777(自動音声案内「2」を選択))が必要ですので、ご注意ください。
※2月15日(金)までは、所得税は還付申告のみです。3月18日(月)から4月1日(月)までは消費税の申告相談を優先します。

市･県民税申告書の書き方相談会

日時 2月4日(月)～6日(水)の9:00～11:30、13:30～16:30
場所 みよし市役所2階202会議室
※対象者には1月下旬に通知します。

説明会･相談会

説明会･相談会には、6ページに記載した持ち物を事前にご確認のうえ、お越しください。

公的年金等受給者説明会
（東海税理士会主催）

受付 2月9日(土)9:00～9:30
場所 豊田市福祉センター4階

医療費控除説明会
（東海税理士会主催）

受付 2月9日(土)13:00～13:30
場所 豊田市福祉センター4階
※領収書を取りまとめ、医療を受けた人ごとに、医療機関ごとの医療費の合計額を記載した一覧表を作成しておいてください。また、保険などで補てんされた(補てんされる予定額を含む)金額の分かるものも持参してください。

住宅借入金等特別控除に関する確定申告説明会

日時 2月14日(木)･15日(金)の9:00～17:00
※受付は16:00までです。混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります。
場所 豊田市福祉センター4階
対象 平成30年中に住宅ローンなどを利用して自宅を新築、または購入した人
持物 国税庁ホームページを参照

●平成30年分の確定申告にあたっての留意事項

●医療費控除

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」が必要となりました(平成31年分までの確定申告については、領収書の添付、または提示によることもできます)。ただし、医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

●ふるさと納税

ふるさと納税のワンストップ特例の適用を申請している人で、次のいずれかに該当する人は、ワンストップ特例が適用されなくなってしまうので、控除を受けるためには、全てのふるさと納税に係る寄付金を含めて確定申告をする必要があります。

①医療費控除などの適用を受けるなど、平成30年分の確定申告をする人
②ふるさと納税先が6団体以上ある人

●住宅借入金等特別控除

住宅ローンなどを利用して、マイホームを新築、購入、または増改築などをしたときは、一定の要件に当てはまれば住宅借入金等特別控除を受けることができます。初めて控除を受ける人は、確定申告をする必要があります(2年目以降は、年末調整で控除が受けられます)。

●配偶者控除･配偶者特別控除

平成30年分の確定申告から、配偶者特別控除を適用できる配偶者の合計所得金額が38万円超

確定申告書等作成コーナーの使い方が分からない！

e-Tax・作成コーナーヘルプデスクへご相談ください

☎0570(01)5901

受付 平日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

※確定申告期間中の受け付けは、原則9:00から20:00までです。

※「0570」は全国一律市内通話料金で掛けられるナビダイヤルです。

e-Taxの利用にあたり、マイナンバーカードに係るICカードリーダライタの設定、パソコン設定などが分からない！

マイナンバー総合フリーダイヤルへご相談ください

☎0120(95)0178

受付 平日9:30～20:00。土・日曜日、祝日は9:30～17:30(年末年始を除く)

※受付時間は変更される場合があります。

自宅で確定申告書が作成できます

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでは、パソコン、タブレット、スマートフォンから確定申告書の作成ができます。

また、e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用すると、確定申告書等作成コーナーで作成したデータを、インターネット経由でそのまま送信することができます。

●確定申告にはe-Taxをご利用ください

マイナンバー方式

マイナンバーを利用してe-Tax申告ができます。また、既にe-TaxのID(利用者識別番号)を取得している人もe-TaxのID・パスワード(暗証番号)が不要になります。

用意するもの
①マイナンバーカード、②ICカードリーダライタ

ID・パスワード方式

マイナンバーカードやICカードリーダライタを持っていない人はID・パスワード方式をご利用ください。IDとパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、利用を希望する人は事前に運転免許証などの本人確認書類を持参して、お近くの税務署にお越しください。

用意するもの
ID・パスワード方式に対応した
①ID(利用者識別番号)、②パスワード(暗証番号)

123万円以下に変更されるとともに、控除が適用される納税者本人の合計所得金額に新たな所得制限が設けられました。配偶者控除についても、控除が適用される納税者本人の合計所得金額に制限が設けられていますので、控除額にご注意ください。

●個人住民税

所得税の確定申告をした場合には、原則その内容を住民税に反映するものとしていますが、平成31年度税制改正より、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の申告など一部の所得や控除については、当該年度の個人住民税の納税通知書が送達されるまでに確定申告書を提出していなければ、個人住民税では適用を受けることができないものがあります。期限内の申告を心掛けてください。

●納税および還付について

納税は振替納税をご利用ください。

税目	申告・納税期限	口座振替日
申告所得税・復興特別所得税	3月15日(金)	4月22日(月)
消費税・地方消費税	4月1日(月)	4月24日(水)

※振替納税は、申告期限までに確定申告書を提出された場合に限り利用できます。

還付される税金がある場合には、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に振込先金融機関名、支店名、預金種類および口座番号(ゆうちょ銀行の口座への振り込みの場合は記号および番号)を正確にご記入ください。